

(広 報 資 料)

令和2年4月30日
京都市東山区役所
(担当 地域力推進室 電話561-9105)

安心安全のまちづくりに向けて
センサーライトを支給します！

世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動 東山区センサーライト支給事業について

東山区では、「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」東山区版運動プログラムに基づき、犯罪の起こりにくいまちづくりを進めています。

この度、地域での犯罪抑止を目的に行うセンサーライトの支給について、支給団体を下記のとおり募集しますのでお知らせします。

記

1 対象

区内の地域団体（自治連合会・町内会）

2 内容

LEDセンサーライトを支給します。

（予算の範囲内で支給台数を決定するため、御希望の台数に沿えないことがあります。）

3 募集締切

令和2年6月1日（月）～令和2年8月31日（月）

（受付期間中に申請が無い場合は、支給を受けることができません。）

4 支給団体の決定

令和2年9月下旬を予定しています。

5 応募方法

「東山区センサーライト支給申請書」に関係書類（※）を添えて提出してください。

（※）関係書類は以下のとおりです。

- ・ 設置場所の地図・写真
- ・ 地域団体の規約・役員名簿
- ・ 設置に関する同意書

（*設置に関し法令に基づく許可等が必要な場合は当該許可証等が必要です。）

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、電話・メールでの御相談や、郵送による申請を受付けておりますので、積極的に御活用ください。

申請の相談、申請様式の配布、申請の受付にお越しいただく場合は、8月31日（月）までの月曜日～金曜日（祝日を除く）の午前8時30分～正午、午後1時～5時の間に、東山区総合庁舎2階地域力推進室にお越しください。お越しの際には事前に電話で訪問日時をお知らせください。申請様式は区ホームページからもダウンロードできます。

6 支給条件

- (1) 犯罪発生を抑止するため特定の場所（犯罪防止の効果が高いと想定される箇所）に設置すること（ただし、原則として照射先は公道を向いていないこと）
- (2) 当該設置場所の所有者等の同意を得ること
- (3) 設置に関し法令に基づく許可等が必要な場合は当該許可等を受けること
- (4) 年度内に設置を完了すること

7 その他の主な注意事項

- (1) センサーライトの設置や維持管理に係る費用は申請者の負担とします。
- (2) センサーライトの設置を完了した日から起算して少なくとも5年間は、当該ライトを適切に維持管理してください。当該ライトが盗難、破損等により当初の目的を達することができなくなった場合は、速やかに報告してください。
- (3) センサーライトの使用に当たっては、通行人等の安全確保に努めてください。
- (4) センサーライトの目的以外の使用や第三者への譲渡、転貸及び売却は行わないでください。

8 お問合せ・申請先

東山区役所地域力推進室企画担当

(電話：075-561-9105)

(メール：higashiyama-somu@city.kyoto.lg.jp)